

犯罪被害者等支援事業説明資料

悲惨な事件が絶えない中、誰もが犯罪の被害者になる可能性があり、不幸にも犯罪の被害に巻き込まれた市民や家族は、身体的・経済的・精神的に様々な負担を強いられている。

適切な相談支援体制を構築する等の各種支援施策を実施し、犯罪被害者やその家族が、被害後の生活回復を図れるよう支援することで、市民の誰もが安心して暮らせる社会を実現することを目的とする。

■平成 27 年度予算要求項目

【継続】

①一時避難住宅制度

自宅が殺人等の事件現場になるなど、犯罪行為により自宅に住むことができなくなり、一時的な避難場所が確保できない被害者等に対し、一時避難住宅を用意。

(期間…入居開始日より最長3ヶ月以内、費用…家賃免除、光熱水費自己負担)

予算要求項目

◆使用料及び賃借料

緊急時寝具貸与 $\{1500 \text{ 円} + (500 \text{ 円} \times 6)\} \times 4 \text{ 名} \times 6 \text{ 回} = 108 \text{ 千円}$

備品等リース(冷蔵庫、洗濯機等等) $50,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 回} = 300 \text{ 千円}$

②カウンセリング委託事業

精神的被害の大きい犯罪被害者・遺族等に対し、犯罪被害者等支援に精通したカウンセラーによるカウンセリングを実施し、被害後の生活回復に向けた手助けを行う。(最高6回)

予算要求項目

◆委託料

事前ヒアリング @3,240 × 18 人 × 1 回 = 58,320

カウンセリング @12,960 × 8 人 × 6 回 = 622,080

@12,960 × 4 人 × 4 回 = 207,360

@12,960 × 1 人 × 1 回 = 12,960

③講演会等啓発事業 814 千円(平成 26 年度予算 377 千円)

④広報啓発資料 320 千円(平成 26 年度予算 520 千円)